

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予対象項目	期間
係争中の土地	係争の解決の時まで
災害、盗難その他の事故が生じたことにより、負担金を納付することが困難であると認められるとき	1 年以内
現に農地等として使用されている土地	農地等以外に転用されるまでの期間
その他市長が特に必要と認めるとき	1 年以内